

市民意見聴取会での防災基本条例(素案)に対するご意見と市議会の考え方

素案への意見	市議会の考え方
もっと具体的に	<p>現在策定中の防災基本条例は理念条例であり、防災・減災対策を講ずる際の根拠法令となるものです。条例の中味を市民の皆様によりご理解いただけるよう、具体的な項目やイラストなどを入れた説明パンフレットの作成を予定しています。</p>
この条例をいかに市民・事業所等に理解してもらうかが一番大切な事だと思います。行動に移す事を考えて動いて欲しいと思います。(条例文だけに終わらない様に！！)	
条例とは何かを理解していないため、良いか悪いか分からない。	
プロ(議員)の方の説明は大変スムーズだが、聞く方(自分)の頭がついて行きません。議員の皆様の立場(意識)が前面に出すぎて、市民現場の実態が今一つ反映できていないのでは。	
この条例は基本となる各地、各町での環境は異なりますので、更に実情の把握が必要。欲を言えば条例の各章・各条について具体的な相談会を設定していただけたら更にスピード感ある対策となる。	
基本的な考え方としてはよいと思われるが、ものによっては具体的に対策が書かれたほうが良いと思います。	
内容は重要なことが多いため、条例制定後の実際の運用(周知、PR等)が重要になってくると思います。	
文字により型は非常にいい事であるが、市民に理解を得るにはどうしたら良いかは、これからが始まりであると思う。この先の行程が大切である。あくまでも文字であり、具体的に行動と離れている。	
もっとわかりやすく市民に伝える方法を考えて欲しい	
基本条例の為か、具体的な数値目標、方策が明示されていない。避難所(公民館)の整備が必要と思う。	
理念とか総花的な内容が盛り込まれている点では良いが、具体的な防災対策の施策とか予算的な裏付けが無い。避難指示の判断や情報伝達方法や組織的な活動の段階的な時系列手続きは？	
市民に条例内容をどう周知させるのか、そればなければ市として何をどうするのかのみでも良いのでは。	
...努めるものとする。...努めなければならない。基本条例だからということではかないと思うが、具体的なことが何も無い。いつ、どのような方法で発表されるのか。	
コミュニケーションの場所。明記するように。	
仕組みが明確となり、条文が良くまとめられている。具体的に動かすには詳細は附則が必要ではないか(具体的な災害例は上げて書くと良い)	
具体的な解りやすいものを追加しては。	
具体例がないので理解しづらい	

市民意見聴取会での防災基本条例(素案)に対するご意見と市議会の考え方

素案への意見	市議会の考え方
市民の目線で考えて欲しい	<p>現在策定中の防災基本条例は理念条例であり、防災・減災対策を講ずる際の根拠法令となるものです。条例の中味を市民の皆様によりご理解いただけるよう、具体的な項目やイラストなどを入れた説明パンフレットの作成を予定しています。</p>
数時間では理解出来なかった	
市は、、、市民は、、、市民が何をしなければならないかが伝わってくる 条例を市民に周知する手立ては？インターネットに関心のある方ばかりではない	
条例等は特に意見なし。素案はこの程度でよい。規則、規定で細かく決めればよい。	
素案だけ見た場合、対策の具体性が無く全体を理解しにくい。詳細な具体策は今後何らかの形で示されると思うがいかがでしょうか。	
何の為にやっているのか。今日教えて頂いた事をどうしたら町内民に知らせるか。	
条例としての体裁を配慮しつつ、できるだけ具体的に記述しないと基本条例としても存在の意義が薄れてしまう気がする。(市民が読んで、自身の不足分を見出し対策する気にさせるため)	
やや漠然としている。地域の具体的な活動を考える上では、もう少し具体的なほうが望ましい。しかし、具体的に記述すれば範囲が狭くなると考えられるし、制約も多くなる。条例のカバー範囲を広くしようとすると漠然となってしまうのもやむを得ないかも。	
もっと具体的な話があるかと思い出席したが、手がかりがないし、他の隣接都市(豊田市)に比べて非常に遅れていると思います。早急に具体的な方策を提出し、市民に再度説明が必要であると思います。	
文言は大変検討されていてよいと思います。実質的な行動、計画、準備態勢が今後の重要点だと思います。	
細則は作るのか。	<p>現在、行政が行う「公助」としては、地域防災計画による体制整備がなされています。しかし、災害直後の身の安全は、自らで守らなくてはならず、また、行政の手が差し伸べられるまで、近隣住民同士の助け合いが大切になります。この条例により、「自助」や「共助」の考えを市民の皆様一人ひとりに持っていただき、防災意識の向上が図られればと思います。</p>
議会の責任、もっと??具体化すべき	
この条例ができると何が変わるかわからない	
市、地、民。 市がやるのが第1、地が第2、民は3になると思う。	
条例は地域防災計画を補完するものとの事ですが、もう少し強い意思表示にしても良いのではないのでしょうか。	
あまり無理にしぼる内容にしないでほしいと感じます。	
成文化も大切であるが、防災ラジオ、防災くんのように市側の先取りの準備が必要である。自助、公助は二次的なものである。早期の防災工事、効果的な対策をされたい。行政の責務を市民の義務にすり替えのないよう留意されたい	

市民意見聴取会での防災基本条例(素案)に対するご意見と市議会の考え方

素案への意見	市議会の考え方
<p>防災対策基本法が不備であればそちらを改訂していけばよいわけで、当該条例は必要ない。内容的に格別目新しい条文はないように思われる。</p>	<p>現在、行政が行う「公助」としては、地域防災計画による体制整備がなされています。しかし、災害直後の身の安全は、自らで守らなくてはならず、また、行政の手が差し伸べられるまで、近隣住民同士の助け合いが大切になります。この条例により、「自助」や「共助」の考えを市民の皆様一人ひとりに持っていただき、防災意識の向上が図られればと思います。</p>
<p>実施には膨大な労力と予算を要する案件であり、是非とも実務に反映されることを望みます。</p>	
<p>市議会が設置しようとする考えが良く理解できない。</p>	
<p>自助、共助を前面に打ち出すことが強調され過ぎていないかと思う。国、地方公共団体が防災に対して中心になって対策を講ずることは当然の事で、第4条から第7条までの順は、市、議、事業者、市民の順ではないかと考える。</p>	
<p>自助、共助、公助からそれぞれの責務が位置づけられているが、市民や事業者と市の責務において努めること、と図らなければならない、という違う表現になっている。しかし、自助、共助が前に出てくるのであればもう少しはっきりと明記すべきではないでしょうか。(積極的に位置つけたほうがよいと思います。)</p>	
<p>「努めなければならない」ばかりで、覚悟がない様に見受けられる。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございました。今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>このような素案に対する意見聴取会は必要です。</p>	
<p>各章毎に(3助)の精神に基づいて、きめ細かく素案の設定きめ細かで非常によいと思います。</p>	
<p>市民の代表者たる議員が減災に向けてこうした条例制定に取り組まれることは誠に素晴らしいことです。</p>	
<p>自助・共助に係る条文を多く取り入れている点が素晴らしい。</p>	
<p>よくできていると思います。</p>	
<p>よく検討していただいている。</p>	<p>市民の皆様からいただいた御意見も合わせ、9月の上程に向け、検討を進めています。</p>
<p>たいへんよく考えられており、ありがとうございます。</p>	
<p>粘り強く作成して行けば良いと思う。本日の条例以外の意見も多いが民意をしっかり受け止めてもらえれば良いと思う。</p>	
<p>もう少し字句の整理をしたほうが良い。市、市民、事業者の範囲を明確に。</p>	
<p>これをもとに完成度を高めた条例にして下さい。</p>	

市民意見聴取会での防災基本条例(素案)に対するご意見と市議会の考え方

素案への意見	市議会の考え方
<p>決め事も良いが、決めるなら決意の有る文章、語尾としたい。あやふやでは弱い。</p>	<p>現在策定中の防災基本条例は理念条例であり、防災・減災対策を講ずる際の根拠法令となるものであり、性格上、条文にあるような表現になっています。 現在、行政が行う「公助」としては、地域防災計画による体制整備がなされています。しかし、災害直後の身の安全は、自らで守らなくてはならず、また、行政の手が差し伸べられるまで、近隣住民同士の助け合いが大切になります。この条例により、「自助」や「共助」の考えを市民の皆様一人ひとりに持っていただき、防災意識の向上が図られればと思います。</p>
<p>予防対策：エリアを考慮した避難路等の整備についてもうたってほしい。 防災訓練については防災関係機関(自主隊含む)との指所演習を入れたほうが良い</p>	<p>現在策定中の防災基本条例は理念条例であり、防災・減災対策を講ずる際の根拠法令となるものです。</p>
<p>今後のスケジュール(具体的に実施する為の)を知りたい。 この案を実施する為の予算はどれだけの額を想定しているのか。 どんな災害を想定しているのか(人災の火災は？竜巻は？ミサイルは？)</p>	<p>現在策定中の防災基本条例は理念条例であり、防災・減災対策を講ずる際の根拠法令となるものです。 条例の中味を市民の皆様によりご理解いただけるよう、具体的な項目やイラストなどを入れた説明パンフレットの作成を予定しています。 なお、防災関連予算として、平成24年度は65億300万円を計上しております。</p>
<p>第一ステップとして何を優先してやるか、第二、第三ステップをどう勧めていくか、アドバイスが必要</p>	<p>この条例により、一人ひとりが防災に対する意識を高めていただき、基本理念にある「自らの身の安全は自らが守る」といった考えを持っていただくことが大切であると考えています。 また、条例の中味を市民の皆様によりご理解いただけるよう、具体的な項目やイラストなどを入れた説明パンフレットの作成を予定しています。</p>
<p>防災対策のひとつとして防災基本条例は市としての方向性を示すものであり、時期を得たものだ。しかしこの条文が全市において画一的なものであり、地域の特性を生かした内容も大切ではないだろうか。特に中山間地域の危険区域は多様であり、避難経路の事前確認は地区をあげた活動が必要となろう。今回の条例を基として、地域毎の詳細計画も大切となろう。</p>	<p>現在策定中の防災基本条例は理念条例であり、防災・減災対策を講ずる際の根拠法令となるものです。 防災訓練については地域ごとに地域にあった方法で実施を進めています。また、地域から要請があれば個々にも対応しています。 避難経路については、防災マップづくり支援事業として、各町内で防災上重要と思われる施設や危険箇所など、みずから確認をして地図に記載していただくもので、防災マップ作成に伴う助言、そして各町内会の世帯数に応じた枚数分の印刷をしています。 地域の特性を生かした内容は大切なものであり、本条例を元に各地域の詳細計画を作成する場合には市、議会ともに協力をしていきたいと考えております。</p>
<p>用語の定義を明記されたい。 事業者とは、市民と市民等との違いは、市民の組織する団体とは、等々 行政の連携について明記されたい。市と県の関わり。(大規模災害でなくても必要と考える)</p>	<p>現在策定中の防災基本条例は理念条例であり、防災・減災対策を講ずる際の根拠法令となるものです。 条例の中味を市民の皆様によりご理解いただけるよう、具体的な項目やイラストなどを入れた説明パンフレットの作成を予定しています。 国、県、他の地方公共団体及び関係機関との連携については本条例で規定しています。</p>

市民意見聴取会での防災基本条例(素案)に対するご意見と市議会の考え方

素案への意見	市議会の考え方
<p>ボランティアという言葉をもう少し明確にしたらと思います。東北に災害支援に行きましたが、ベルマークを持参して岡崎の代表と名乗っていた者がいたがどうかと思う。</p>	<p>地域防災計画の第3節第3においても、ボランティア組織の育成・連携について定義をしています。</p>
<p>(3)応急対策は地震・水害と災害別に具体的に書かれている方がよい</p>	<p>現在策定中の防災基本条例は理念条例であり、総合的な記述となるとともに、防災・減災対策を講ずる際の根拠法令となるものです。 条例の中味を市民の皆様によりご理解いただけるよう、具体的な項目やイラストなどを入れた説明パンフレットの作成を予定しています。</p>
<p>机上の事は細かな文言で結構だと思いますが、どのように訓練を実施するかが問題です。</p>	<p>現在策定中の防災基本条例は理念条例であり、防災・減災対策を講ずる際の根拠法令となるものです。 条例の中味を市民の皆様によりご理解いただけるよう、具体的な項目やイラストなどを入れた説明パンフレットの作成を予定しています。 また、地域防災訓練を実施し、地域の防災力の向上、防災意識の高揚を図っております。</p>
<p>最もな事項である。 簡易トイレ(下水道の管に通じる)を文章の中、18条等で生活に必要な資機材の対策として入れてはいいかが。</p>	<p>緊急時のトイレの確保については、地域防災計画の第4節第2の清掃にその対策が表記されており、それに沿った対応準備がされています。 また、条例の中味を市民の皆様によりご理解いただけるよう、具体的な項目やイラストなどを入れた説明パンフレットの作成を予定しています。</p>
<p>市と市議会との関係が今一である(分からない)</p>	<p>第7条に議会の責務として項目を設け、「防災及び減災に関する調査及び研究を行い、市の災害対策への助言及び提言を行わなければならない。」として議会が行政に対して監視機能を果たす旨を表記しています。</p>
<p>基本条例の基づいて、実際の訓練、対策、行政支援がどれだけ反映されるかが問題であり、議会は行政のチェックを充分にしてほしい。特に「自助」について町内会の役割は極めて重要。頭では理解できているが行動に移せない家庭が極めて多いのが現状。</p>	<p>第7条に議会の責務として項目を設け、「防災及び減災に関する調査及び研究を行い、市の災害対策への助言及び提言を行わなければならない。」として議会が行政に対して監視機能を果たす旨を表記しています。 この条例により、一人ひとりが防災に対する意識を高めていただき、基本理念にある「自らの身の安全は自らが守る」といった考えを持っていただくことが大切であると考えています。</p>
<p>有効性確保には、常に監視、訓練ができているかの確認必要。その面からの条文も必要でないか。</p>	<p>第7条に議会の責務として項目を設け、「防災及び減災に関する調査及び研究を行い、市の災害対策への助言及び提言を行わなければならない。」として議会が行政に対して監視機能を果たす旨を表記しています。</p>

市民意見聴取会での防災基本条例(素案)に対するご意見と市議会の考え方

素案への意見	市議会の考え方
<p>第3章(応急対策)について、災害が発生すれば当然ケガ人が多く出ます。その時に必要な事は病院及び医院とのつながりが必要となりますが、そのことも配慮すべきと思いますが。</p>	<p>本条例中、第3章応急対策の第17条3項において、医療や建築などの専門的な知識や技術を有する事業者に対し、市の講ずる措置に積極的に協力するよう呼びかけています。</p> <p>行政においても、地域防災計画において、「医療救護体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い医療救護活動を行う必要がある。」として計画が立てられています。また、社団法人岡崎市医師会等と災害時の医療救護に関する協定を結んでおり、医療救護体制を確立するため協力を要請することとしています。</p>
<p>本日初めて条例を見たわけであり、内容を云々するには、又は意見を云うのは難しい。</p>	<p>市民意見聴取会開催前に市政だより、市議会だよりにおいて条例素案の概要を示しており、併せて市議会ホームページに素案を掲示しておりました。また聴取会当日は時間に限りがあり、全てのかたのご意見をお伺いすることが難しいこともあり、5月1日から31日までパブリックコメントとしてご意見を伺う期間を設けさせていただきました。</p>
<p>もう一度持ち出し袋の内容のチェック、自分の身は自分で守る、そして協力しあうのも大切。町内でひとりひとり力を合わせて。</p>	<p>「自らの身の安全は自らが守る」を基本理念として、自助の意識を高め、自分たちが何をすべきかをまず考えていただくことが大切であるとともに、災害が発生した場合は、町内近隣の方々の共助が必要であることを、条例の中で述べています。</p>
<p>あまり責務を追い求めず、皆が災害時によりよい対応のできる内容の条例であって欲しいと思います。</p>	<p>この条例により、一人ひとりが防災に対する意識を高めていただき、基本理念にある「自らの身の安全は自らが守る」といった考えを持っていただくことが大切であると考えています。</p>
<p>額田地区は山間地域であり、急峻な山が多くあり、地震・豪雨の発生時には土砂災害の危険があるが、その対応策に対する記述がない。</p>	<p>山間地域の多い本市において土砂災害の項目についても検討します。</p>
<p>今回の災害は、地震大雨に対する話のように思えます。大雪など今後あるかもしれません。その対策をお願いします。</p>	<p>あらゆる災害について表現してはませんが、この条例によりどんな災害においても、「自助」や「共助」の大切さを市民の皆様一人ひとりに持っていただき、防災意識の向上が図られればと思います。</p>
<p>小学校に有る防災倉庫の中身は何か。東南海地震が起きた場合あれだけの備蓄で足りるのか。</p>	<p>防災倉庫には、愛知県が想定した東南海地震の被災者数一日分の食料や生活用品、資機材などが保管されています。</p> <p>まずは、「自らの身の安全は自らが守る」を念頭に自助の意識を高め、自分たちが何をすべきかを考え、準備することが大切です。</p>
<p>災害復旧においては、ボランティア活動をコーディネートする役目として、社会福祉協議会が重要な働きをしているが、この条例(素案)は規定されていない。どのような考えがあるのか良くわからない。不備ではないかと思う。</p>	<p>災害ボランティアの受入体制整備に社会福祉協議会が重要な役割を果たしていることは承知しており、条例に反映するよう検討します。</p>
<p>議会の責務で市の責務と重複しているもの。第7条3,4項</p>	<p>状況の把握や市民への情報の発信など、市と議会それぞれの立場でできることを行い、より確実な対応ができるよう同じ項目も載せています。</p>

市民意見聴取会での防災基本条例(素案)に対するご意見と市議会の考え方

素案への意見	市議会の考え方
<p>災害が生じた場合の処置についての取り決めが記されている。勿論大切なことで必要と思うが、もっと大切なことは災害が生じない様にする処置方法を決めることが最も大切と思いますが。</p>	<p>自然災害は、いつどれほどの規模で起こるか計り知れません。そのため、でき得る限りの予防など準備することが大切です。現在策定中の防災基本条例も予防対策に重点をおいた構成になっています。</p>
<p>食料、飲料水等は準備確保が出来るが、トイレに付いて素案に無い。公共トイレの確保をお願いしたい</p>	<p>緊急時のトイレの確保については、地域防災計画の第4節第2の清掃のところにその対策が表記されており、それに沿った対応準備がされています。</p>
<p>災害にリーダーシップが発揮できる専門プロを育成し、市民へ指導展開するのが良いと思う</p>	<p>第2章予防対策の第11条防災に関する教育の中で、防災訓練や講習会により、防災に関する知識の普及に努めるよう表記している。また、第3章応急対策の第21条自主防災組織等への支援では、防災リーダー及びボランティアコーディネーターの養成等に努めるよう表記している。</p>
<p>基本条例の組織を既存の自主防災組織等との位置付け及び連携関係を明確にしたらどうか。</p>	<p>現在策定中の防災基本条例で表記している自主防災組織等は、新規で立ち上げる団体も、既存の団体もすべてを含んでいます。それぞれの連携につきましては、その状況や活動内容によって様々なため、市は、積極的に支援、市民の皆さんは積極的に参加、事業者に対しては協力を呼びかけています。</p>